

産廃業者から環境産業への ステージアップ支援 【取組の概要】

埼玉県 西部環境管理事務所



1 取組の背景

本県の産業廃棄物処理業を取り巻く状況の変化

【過去の出来事】

- ① ダイオキシン問題 → 焼却炉に対する規制強化
- ② 不法投棄 → 廃棄物の山が91か所
⇒ 住民の要請を受け、厳しく取り締まり

【現在】

- ① 産業廃棄物処理業は全般的に適正化の方向
- ② 業界に対する3K職場（きつい、汚い、危険）というイメージが残り、人材の確保や地域社会との連携が困難
- ③ 県と業界が**協力して**、産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップを支援
⇒ 県と事業者の協力が始まっている

産業廃棄物処理業者への規制行政の課題

- 事業者に入立検査を実施し、違反が見つければ行政指導で是正させる。
- 一時的には是正されるが、同じ違反が繰り返される「いたちごっこ」の状況。
 - ⇒ 違反が無くならない。
 - ⇒ 職員のモチベーションが上がらない。

2 ステージアップ支援の内容

取組の目標設定

1 目標

産廃業者のイメージが変わり、住民に喜ばれている

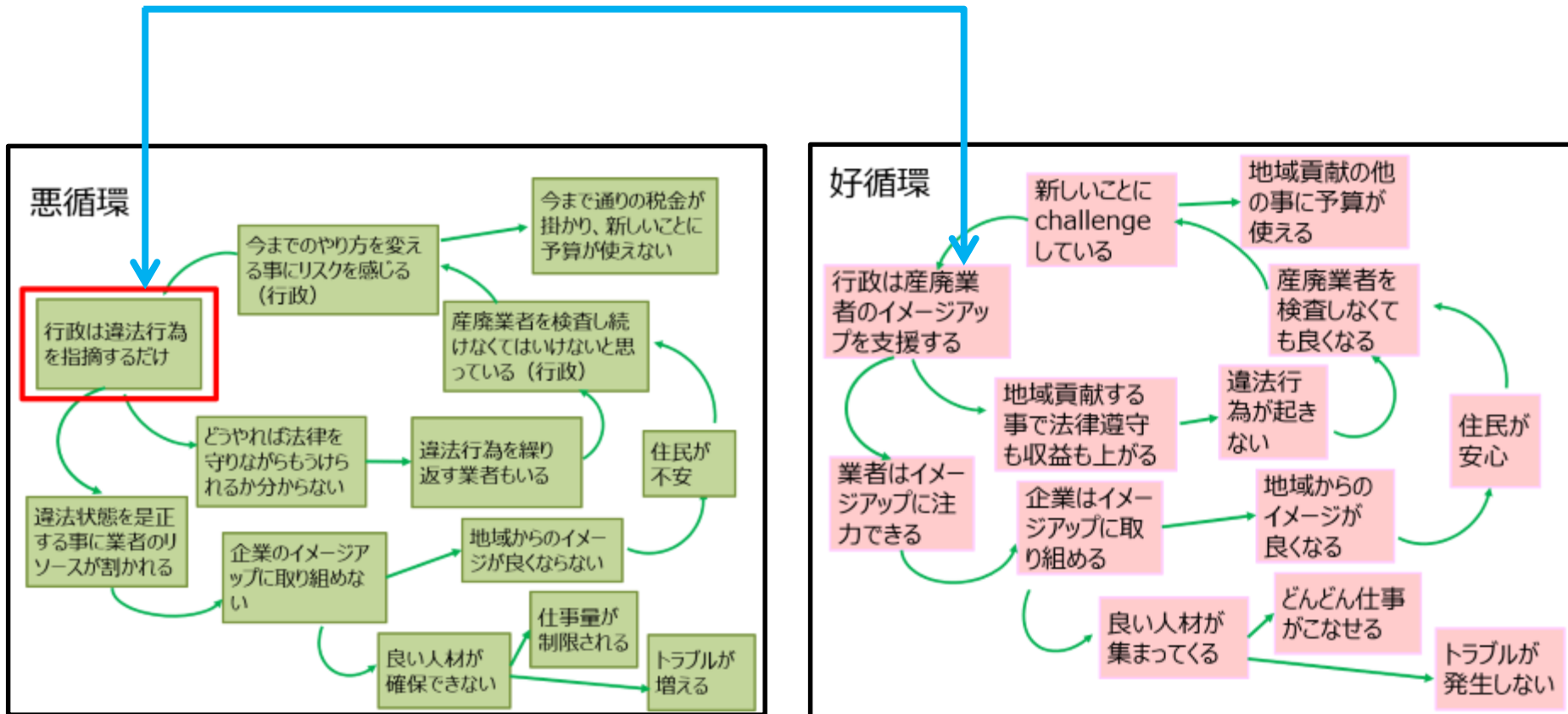
2 目標につながるターゲット

違反ゼロ

全ての産廃業者が
地域貢献している

解決策の方向性

- 違反ゼロ、地域貢献にあたり、悪循環が発生
- 悪循環を好循環に変えるために、行政手法を「取り締まり」のみから「支援」を追加する。



事業者と行政で目標を共有し 支援の内容を相談しながら進めます

相談資料。
事業者の主体性を尊重し、
行政は取組を支援する。

環境産業へのステージアップ支援
～地域に愛され、信頼される環境産業になりませんか？～

西部環境管理事務所

環境産業にステージアップする
ことで得られる望ましい状況(目標)を共有

これが実現できたら、いかがですか？

- ・法律は自分たちで守るもの！！法違反 ゼロ
- ・地域貢献を推進！！住民から喜ばれている
- ・環境配慮の取組を推進！！排出事業者から選ばれている
- ・みんなから愛される企業！！社員のモチベーションアップ

環境産業へのステージアップを一緒に実現しましょう！

環境産業、それは御社の理念そのものではないでしょうか？

御社の経営理念

環境産業へのステージアップ支援の内容

1 「法違反の未然防止」の支援

- ・ 事業者の廃棄物処理法に対する理解を支援

廃棄物処理法の説明及び施設のチェックを事業者と県職員が合同で実施することで、事業者自らチェックする能力の向上を支援します。

- ・ 法違反の根本原因への対処を支援

法違反が発生する原因の発見や、原因への対処を支援します。

2 「地域貢献活動」の支援

- ・ 3S運動の支援

県webページでの公開や優れた取組を表彰します。

事例を参考に、個々の事業者に合った取組を紹介します。

行政主体の立入検査票を事業者主体の施設チェックリストに入れ替え、事業者のチェックを行政が支援します

主体の入れ替え

根拠条文を明確化

産業廃棄物処理施設 チェックリスト

事業者名

確認日時

年 月 日() : ~ :

担当者

立会者

項目

判定

判定のポイント

対応する廃棄物処理法

保管

処理前
保管施設

保管量

適

否

面積、高さ

12-1 処理基準

14 の 2-3 変更届出

保管品目

適

否

品目

14 の 2 変更許可

14 の 2-3 変更届出

保管基準

適

否

囲い、表示、飛散、
流出、地下浸透、悪
臭、衛生害虫

12-1 処理基準

処理後
保管施設

保管量

適

否

面積、高さ

14 の 2-3 変更届出

保管品目

適

否

品目

14 の 2 変更許可

14 の 2-3 変更届出

産廃業者は違反を無くしたいが、それができずに困っていた

- 現状について、「何とかしないと」とは思っているが、どうしたらいいかわからない。
- 私たちがいくら言っても、排出事業者は聞いてもらえない。
- 保管量が多く、危険なゴミが入ってきて、危険な状況。
- 荷物のチェックに時間を取られて、作業員が作業に集中できない。
- 処理費を値上げできない。
- 地域目が気になる。
- 排出事業者の環境配慮の意識を感じない。コスト優先で、処理困難な製品を製造している。
- イメージアップに取り組みたいが、現状が忙しく、そちらにリソースを割けない。
- 排出事業者との認識のずれがある。我々は、排出事業者に一生懸命法律の説明をしている。
- 排出事業者は、我々に全てお任せの状況(何とかしてよ、ゴミのプロでしょ)
- 処分先が止まったときに、持っていく先が無く、処分が止まってしまう。
- 処分先は、継続的に委託していないと、いざというときに持っていけなくなる。
- 保管量が多く、廃棄物を受けられない。収入につながらない
- 受入制限すると、顧客が離れる。
- 突発的な故障のときに、顧客に断らなければならない。
- 保管量が多いと、現場の動きが悪くなるし、事故率が上がる。
- 行政から言われると、受入を断らなければならない。
- 保管量が多いとわかっていても、受け入れなければならない。

赤字：排出事業者に関すること

悪循環を解消するには

- 「排出者は産廃業者の話聞き、責任を果たす」うまい方法は??

→ どうやら、「行政が言っている」と言うと、排出者に効き目があるらしい。

→ もともと、産廃業者は一生懸命、排出者に法律の説明をしてくれていた。

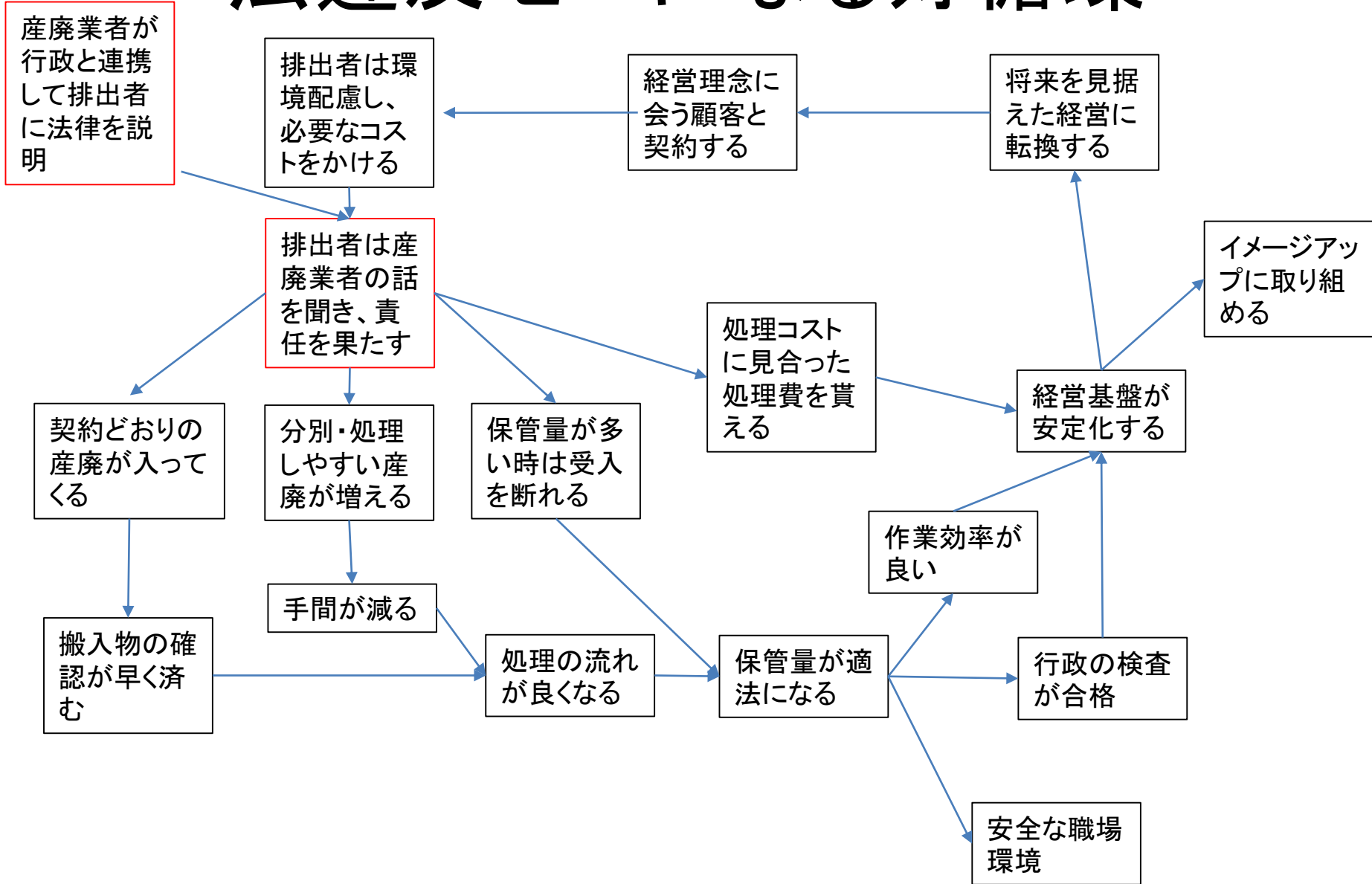
《解決策の方向性の案》

- 排出者責任のチラシを産廃業者の意見を聞きながら行政が作成
- そのチラシを使って、産廃業者が排出者に説明

取り締まられていた産廃業者が、今度は行政と連携して法律を排出者に説明する側になる。パラダイムシフトを起こす。

→ 環境産業へのステージアップ

法違反ゼロになる好循環



産廃業者が行政と連携して排出者に法律を説明

排出者は環境配慮し、必要なコストをかける

経営理念に合う顧客と契約する

将来を見据えた経営に転換する

排出者は産廃業者の話聞き、責任を果たす

イメージアップに取り組める

契約どおりの産廃が入ってくる

処理コストに見合った処理費を貰える

経営基盤が安定化する

分別・処理しやすい産廃が増える

保管量が多い時は受入を断れる

作業効率が良い

搬入物の確認が早く済む

手間が減る

処理の流れが良くなる

保管量が適法になる

行政の検査が合格

安全な職場環境

チラシ

ゴミが手元から無くなれば、「終わり」と思っていないですか？

～排出事業者が守らなければいけない、廃棄物処理法の話～

法第3条第1項(排出事業者責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任**において適正に処理しなければなりません

- 排出事業者責任とは
 - ・ 委託基準を守る(法第12条第5項、第6項)
 - ↳ 「許可を持つ処理業者」に、「書面で契約」
 - ・ マニフェストを運用し、処分完了まで管理・監督する(法第12条の3)
- 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務(法第12条第7項)

【排出者の責任】
× 委託したら終わり
○ 処分完了まで



委託基準、マニフェスト関係の義務に違反すると・・・

- 廃棄物処理法における**罰則**の対象になります。
 - ・ 処理業者の許可品目外の廃棄物を委託
 - 委託基準違反: 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
 - ・ マニフェストを交付しなかった
 - マニフェスト交付義務違反: 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金



スプレー缶

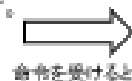


リチウムイオン電池

許可品目外の廃棄物が混入 → 委託基準違反

委託先の業者が不法投棄などの不適正処理を行った場合

- **措置命令(行政処分)**の対象となる場合があります。
 - ・ 委託基準違反、マニフェスト交付義務違反の場合
 - ・ 適正な料金を負担していない場合



- 処理費用の負担
- 社名公表
- 社会的信用の失墜



重要 適正な処理には相応の費用がかかります

適正な料金を負担していない場合には、処理業者は適正な処理ができないため、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなります。

そうならないために・・・

処分完了まで、排出者の責任を果たすことが必要です

- ✓ 委託基準遵守、マニフェストの適正な運用
- ✓ 委託先で適正処理が可能であるか、自ら確認する
- ✓ 適正な料金を確認(他社の処理料金と比較など)

排出事業者責任を果たすメリット

- ・ 行政処分のリスクを未然に防止
- ・ 社会的信用力の向上(CSR)

環境産業へのステージアップに向けて、一緒に取り組んでいます



会社名



埼玉県

埼玉県西部環境管理事務所
廃棄物・残土対策担当
電話 049-244-1805

意見交換しながら、
チラシの内容を決定
(オーダーメイド的)

産廃業者と県が
横並び → 多分全国初

3 試験的に支援を実施した結果

チラシを使った産廃業者の声

- 法律の後ろだてがあり、「行政が言っている」と説明ができる。
- 相手に話を聞いてもらえるようになった。本当に助かっています。
- 行政と連携する自分たちは「絶対に失敗できない」と思う。
- 社内で高い評価を受けた！
- デメリットが見当たらない。
- みんなに広まるといい。みんな助かる。全国に広めた方が良い。
- こんなチラシも欲しい！！

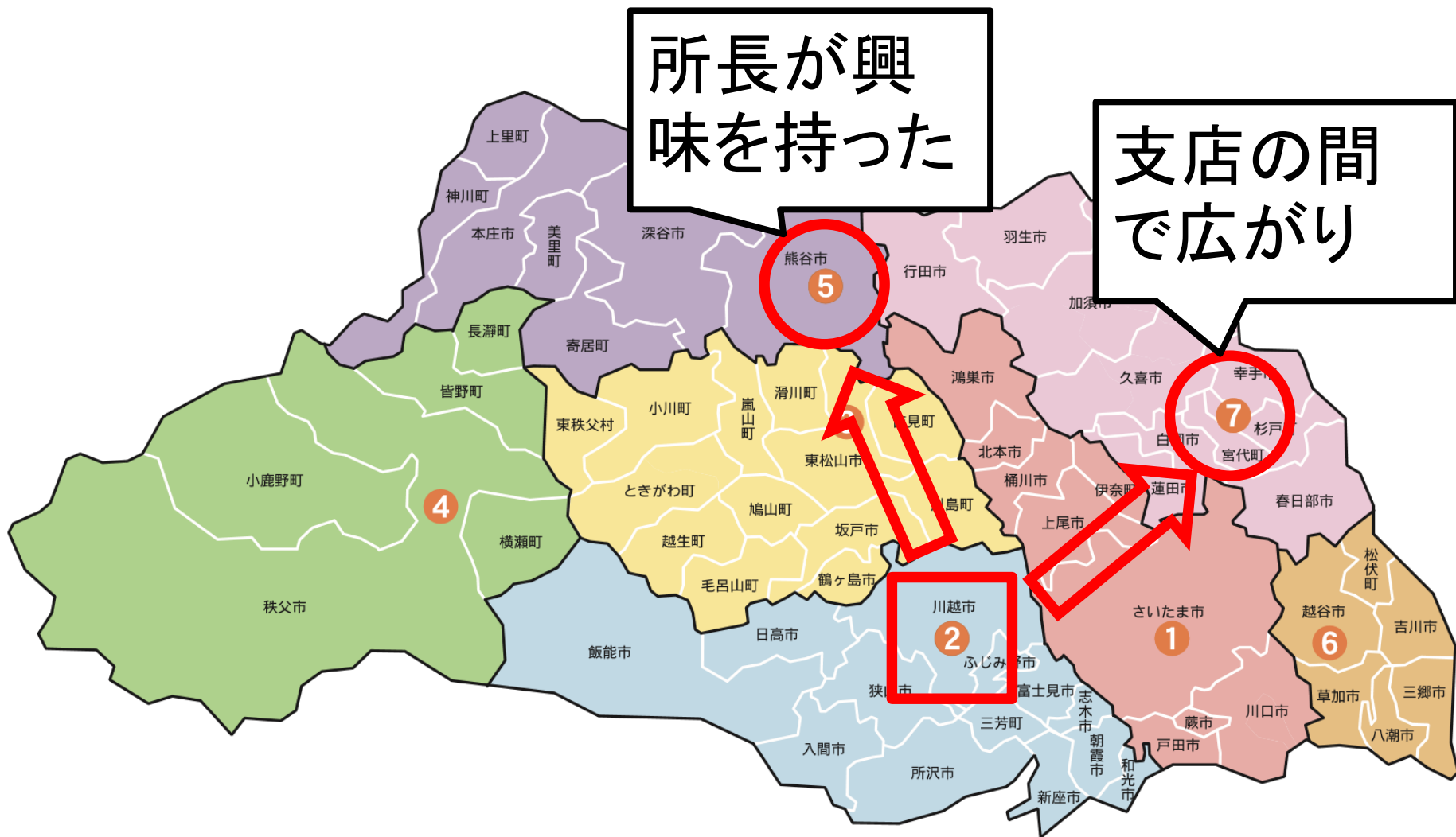
チラシを受け取った排出者の声

- 「びっくり」、「ぎょっ！！」のリアクション。
- 行政はそんなこともしてくれるんだ。いいことしているね。(行政のイメージは、上から文句を言うだけなので)

他の産廃業者の声

- 「マジで！！」、「いいね！！」
- うちも使いたい。

他の環境管理事務所への広がり



個性豊かなチラシが出来ています

“委託して終わり”ではない！

ごみの処分の排出者責任

排出事業者の皆様へ
 廃棄物の処理の委託には3つの要素が必要です。
 排出事業者は収集運搬や中間処理だけでなく、最終処分まで責任を負います。

契約書

違反すると・・・
 3年以下の懲役若しくは
 300万円以下の罰
 金又はこの併科

3S運動について

埼玉県と(一社)埼玉県環境産業振興協会での産業廃棄物処理業界のイメージである3K(きれい、危険)からイメージを一新するため「3S運動」を行っています。

Smile(スマイル)

笑顔でお客様をお迎え

Seiketsu(セイケツ)

きれいな明るく整備された工場

Style(スタイル)

身だしなみからイメージチェンジ

【3S事業取組み事例】

- ・3S運動の表彰について
 3S運動に積極的に取り組む事業者の方を表彰しています。
- ・3S運動県民PR事業
 県民の皆様へ直接廃棄物処理施設を見学していただく機会を提供するため、登録事業者の施設等見学を無料で受け付けています。



詳しくはこちらをご覧ください
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/stageup.html>

ゴミが手元から無くなれば、「終わり」と思っていないですか？

～排出事業者が守らなければいけない、廃棄物処理法の話～

1. 排出事業者責任が法で定められています。

法第3条第1項(排出事業者責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません

【排出者の責任】
 × 委託したら終わり
 ○ 最終処分完了まで

- 排出事業者責任とは？
- ・ 委託基準を守る(法第12条第5項、第6項)
 ↳ 「許可を持つ処理業者」に、「書面で契約」
- ・ マニフェストを運用し、処分完了まで管理・監督する(法第12条の3)
- ・ 排出事業者による処理の状況に関する確認

2. 委託基準(契約書、許可品目)の注意

- 委託するには契約書が必要です！
- ・ 廃棄物の委託は口頭ではできません。処理業者と書面により締結されていることをご確認ください。
- 許可品目外の廃棄物は委託できません！
- ・ 処理業者は許可のある品目のみ処理ができません。処理業者の許可品目に含まれていますか？契約書の写しの内容をよくご確認ください。
- ・ 許可品目外の廃棄物が混入していませんか？にご確認ください。

廃棄物の混入例



3. マニフェストの注意事項

- 委託するにはマニフェストの発行が必要です
- ・ マニフェストは排出事業者が、委託した廃棄物に発行するものです。処理業者に一任してしまわずに廃棄物を引き渡す前に、必ずマニフェストを

4. 処理費用の注意事項

重要 適正な処理には相応の費用がかかります！
 適正な料金を負担していない場合には、処理業者は適正な処理ができないため、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなります。
 できるだけ安価に委託しようと考えていませんか？適正処理が行われない場合排出事業者の責任が問われます。

5. 委託基準、マニフェスト義務に違反すると罰則があります。

- 排出事業者に適用される罰則について
- ・ 処理業者の許可品目外の廃棄物を委託した場合、契約を書面で行わなかった場合
 → 委託基準違反: 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
- ・ マニフェストを交付しなかった場合
 → マニフェスト交付義務違反: 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

6. 委託業者が不適正処理した場合排出事業者にも責任が及びます。

- 不適正処理された場合、排出事業者にも及ぶ法的責任について
- ・ 排出事業者も措置命令(行政処分)の対象となる場合があります。



命令を受けると...

● 処理費用の負担
 ● 社名公表
 ● 社会的信用の失墜

7. こうならないために・・・

- 委託する前にご確認ください！
- ✓ 委託基準(契約書作成、許可品目)が守られているか、マニフェストを発行したか
- ✓ 委託先で適正処理が可能であるか、自ら確認できているか
- ✓ 適正な料金か(他社の処理料金と比較など)

環境産業へのステージアップに向けて、一緒に取り組んでいます



会社名



彩の国 埼玉県
 埼玉県東部環境管理事務所
 廃棄物・残土対策担当
 電話 0480-34-4011



3 今後の展開

1 全県へ広がることを支援します

- 産廃業者の支援を継続します
- 他の環境管理事務所の取組をサポートします
- さまざまな機会を活用し、この取組を広報します
 - 産業廃棄物適正処理講習会
 - 環境産業振興協会のイベント
 - 広報コンクール

2 関東近郊へ広がることを支援します

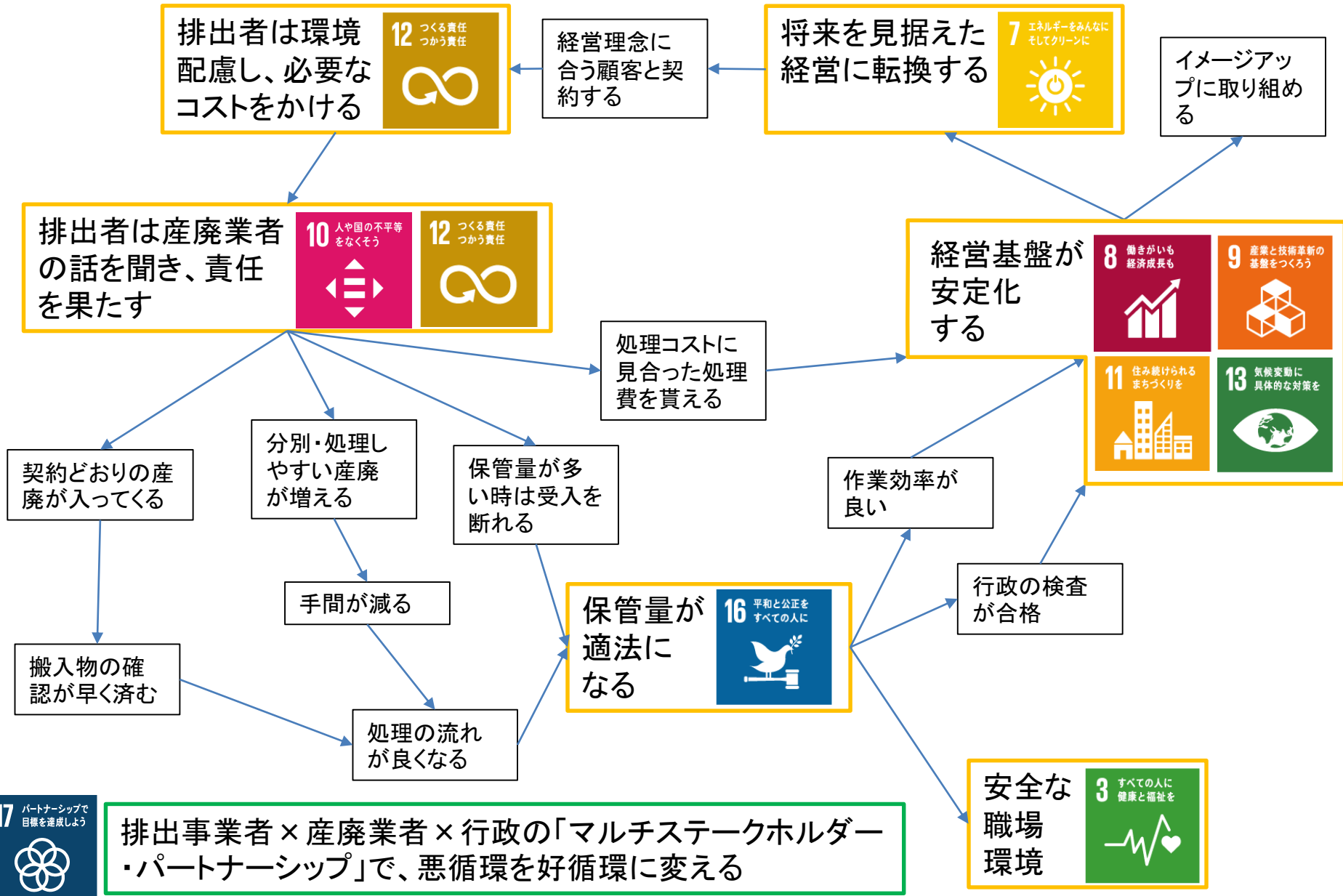
- 興味を持った自治体の取組を支援します
- 他の自治体でも取り組みたい産廃業者を支援します
- さまざまな機会を活用し、この取組を広報します
 - 九都県市、4県会議
 - 他都県の協会のイベント

3 全国に向けて発信します

- 環境省に相談します
- さまざまな機会を活用し、この取組を
広報します
 - 全国産業資源循環連合会
 - 月刊INDUST(インダスト)
 - 先進政策バンク
 - ジャパンSDGsアワード

4 SDGsにおける評価

ステージアップ支援による好循環



排出者は産廃業者
の話を聞き、責任
を果たす

10 人や国の不平等
をなくそう



12 つくる責任
つかう責任



両者の立場を平等に

保管量が
適法に
なる

16 平和と公正を
すべての人に



安全な
職場
環境

3 すべての人に
健康と福祉を



赤枠
国際的に日本の評価が
低いSDGsのゴール

経営基盤が
安定化
する

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



災害廃棄物処理の貢献

将来を見据えた
経営に転換する

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



排出事業者
× 産廃業者
× 行政

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

